

益城町の公立学校における 働き方改革推進プラン

益城町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
益城町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. 実施する業務量管理・結構確保措置の内容・・・・・・・・	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的とし、益城町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための取組の一環として位置付ける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、児童生徒のための教育の質をさらに高めていく。

(2) 対象

本計画は、益城町教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

(3) 本町の取り組みと現状

- ア 平成31年度に、「益城町立学校の教育職員の在校等時間の上限」を策定し、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内として目標を定め、超過勤務の縮減と児童生徒と向き合う時間の確保をめざして取り組んでいる。
- イ 令和5年度に、「益城町立学校職員タイムレコーダー使用規程」を改正し、タイムカードによる管理から電磁記録管理に変更している。
- ウ 令和6年度は、学校の運動場・体育館の一般開放事業において、オンライン予約システムを導入することで、学校現場の負担を大幅に減らしている。
- エ 令和7年度は、通知表の改善とキャリアパスポートの活用により学習評価及び成績処理の時間を縮減している。

参 考

【令和6年度の時間外在校等時間の状況(非常勤、講師及び事務職員を除く)】

項目	現状
1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合	30.2%
1ヶ月時間外在校等時間の平均時間	約42時間
教職員の時間外在校等時間が年間360時間以内の割合	24.3%

【令和7年度 ストレスチェックにおける高ストレス者の割合】

回答者の8%

2. 計画の期間

2026 年度（令和8年度） ～ 2029 年度（令和 11 年度）

3. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1 ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 時間外在校等時間 年間 360 時間以内の割合を100%にする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を4%まで減少させる。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

（1）「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。

◇学校徴収金の徴収・管理

- ・ 各学校と連携し、早期の学校徴収金システムの導入に努める。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・ 地域学校協働活動の関係者と連絡調整等を担当する町会計年度職員（ドリーム益城）を各学校に配置する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 学校が専門家を活用できる環境構築にむけて検討を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

- ・ 調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

◇ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・タブレット端末の保守・管理や学校におけるネットワーク通信設備の保守については、町教育委員会が専門性の高い業者に業務委託する。

◇部活動

- ・休日における部活動の地域展開を推進する。また、平日の部活動については、活動時間の適正化を図り、運動部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業支援等を行う、町会計年度職員（いきいき益城っ子等）を全校に配置する。
- ・ＩＣＴ機器に関するソフトの充実により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる事務負担を軽減する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で１，０８６単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等や清掃時間・頻度の見直しを行う。
- ・勤務時間外の音声案内等機能付き電話を令和９年度までに全校に設置する。

（３）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・１ヶ月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

- ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境改善を図る。
- 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促す。
- 学校で行われる衛生委員会に産業医を派遣するとともに、産業医を講師とした職員研修会を開催する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、益城町教育委員会のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、勤務時間管理システム及びストレスチェックから把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」について周知を行い、保護者、地域の理解を促進する。

○各年度における重点推進事項

